

びわ湖一周 オレンジリボンたすきリレー

滋賀県と県内の市町では、毎年11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進月間（※）を前に、「子どもの笑顔がいちばん！」を合言葉に大津港からゴールとなるびわ湖こどもの国まで、琵琶湖一周をたすきリレーでつなぎ、広く児童虐待防止を呼びかけています。

※家庭や学校、地域などの人たちに対して児童虐待への理解を深めてもらえるよう、児童虐待防止のための広報や啓発など集中的に取り組む月間のことです。

啓発紙芝居「まほうのビスケット」

幼稚園や保育園などに通園している5歳児の子どもたちを対象に、自分の思いを誰かに伝えることの大切さについての啓発活動を行っています。



こども家庭センター（令和6年4月設置）

こども家庭センターでは、子育て支援機関と連携しながら、妊娠期から子育て期にわたって支援を行い、皆さんの子育てを応援しています。妊娠・出産・子育てに関するだけでなく、虐待やヤングケアラーなどの相談にも応じています。お気軽に相談してください。



妊娠

初めての妊娠、出産で不安。
出産準備が整わない。

産後

母乳は足りているの？
なぜ泣いているのかわからない。

子育て

子育てがしんどい。
しつけの仕方がわからず不安

サポートプランの作成

支援メニューにつなぐ

産後ケア事業

医療機関

養育支援訪問事業

子育て世帯訪問支援事業

ショートステイ

一時預かり事業

つどいの広場

親子の教室

など

問こども相談支援課 IP050-5802-3275 FAX0748-23-7501

問子育て支援センター IP050-5801-1135 FAX0748-29-3899

問保健センター IP050-5801-5050 FAX0748-23-5095



市ホームページ

Pick up

子どもが笑顔で過ごせるために

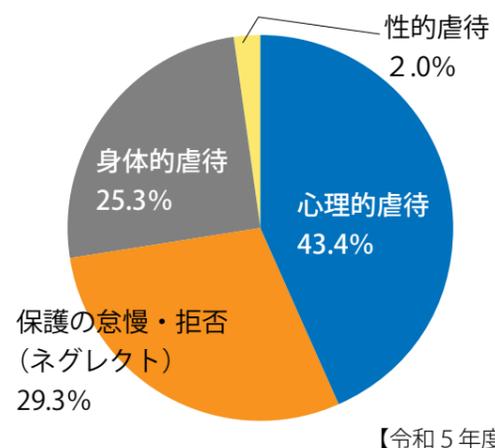
～妊娠期からの切れ目ない子育て支援～



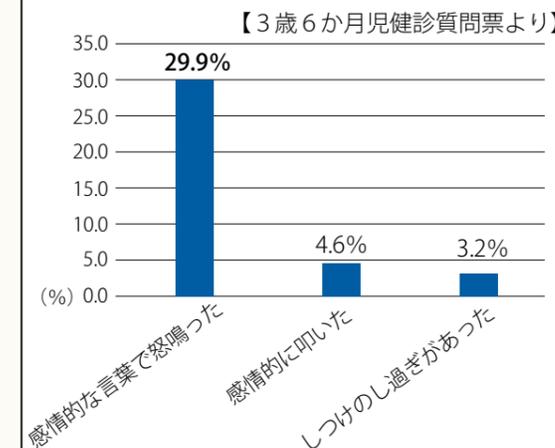
本市における児童の虐待通告件数は年々増加しており、令和5年度で594件となっています。中でも、心理的虐待（無視したり拒否的な態度をとる、おびえさせる、罵声を浴びせる、兄弟姉妹間で差別的な扱いをするなど）が43.4パーセントを占めています。

また、3歳児の子どもを養育している本市の保護者を対象に行ったアンケートでは、感情的な言葉で子どもを怒鳴ったという回答が約3割あり、子育てに対して負担や悩みを抱えている保護者が多い状況です。

虐待通告の種類別相談件数



3歳児の保護者アンケート



子育ての取組で大切にしなければいけないこと

すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、令和5年4月に『こども基本法』が施行されました。子どもの施策は、以下の6つの基本理念のもとに行われます。

基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の種類により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の段階に応じて、意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、家庭で育つことが難しいこどもには、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。